

第10回 規約検討委員会の概要

日時：平成26年9月5日（水） 9：30～12：00

場所：農林水産省 北別館7階 共用第7・8会議室

出席：関係団体

（全国い生産団体連合会 1名、全日本畳事業協同組合 4名、全国い製品卸商業団体連合会 2名、全国畳材料卸商組合連合会 2名、全国畳材商社会 1名、全日本JIS畳床工業協同組合 2名、全日本ISO畳振興協議会 3名）

：オブザーバー

（日本建築士連合会、押出発泡ポリスチレン工業会、一般財団法人日本規格協会、経済産業省、農林水産省）

議事概要：

1. 畳類の表示に関する公正競争規約案及び施行規則案について

○8/20の規約検討委員会、合同委員会での結果等を踏まえた規約修正案をもとに内容の検討をおこなった。主な検討事項は以下のとおり。

- ・規約第4条第5項の製造工程管理責任者の定義付けの再検討、規約第7条第8項のJAS・JISとの重複表示の省略に関する記載の全文削除、規約第9条の消費者からの問い合わせの対応に関する表現の検討、施行規則第1条のタッカーに関する表現の検討、施行規則第10条の特定用語に関わる畳製作一級技能士の常駐に関する件、施行規則第12条第6項②の畳店の在庫枚数の記録事務は削除する等。

○規約修正案に基づく出荷証明書、納入仕様書、会員証紙（畳類本体に貼付するもの）の記載内容や発行義務について検討を行った。主な検討事項は以下のとおり。

- ・出荷証明書は統一書式にすると記載項目に無理が生じるので、国産畳表、輸入畳表、その他畳表で別書式とする。また、細かいサイズまでは規定しないが、保管しやすいようにおおよそのサイズは合わせる。
- ・国産畳表に関しては、産地、オブザーバーから出荷証明書の試行の申し出があった。趣旨や試行である旨等をきちんと周知したうえでの試行を検討こととする。
- ・納入仕様書に記載する和紙表の名称は、誤解を生まないように「紙（機械すき和紙に水性エマルジョン樹脂をコーティングしたもの）」と記載する方向で検討。
- ・納入仕様書と出荷証明書の経糸の表現については、公共工事に検査に対応するため、混紡も追加する。なお、例えば経糸に混紡（綿51%以上）を2本用いる場合は、混紡と綿綿の両方に○をつけることとする。
- ・公正マークの入った納入仕様書には根拠のある情報のみの記載とするため、追加記入可能な備考欄は設けないものとする。
- ・記録や記載の負担減の観点から、表示対象に炭、防虫等シート等は当面追加しないものとする。
- ・畳本体に貼付する証紙の表示に関しては、消費者への情報提供と表替え時まで情報を確実に残すという観点から「納入仕様書と同一事項」にすべきという意見と、納入仕

様書に必要事項は表示してあることを踏まえ畳店の負担を軽減するという観点から「必要最低限（工事日、製作者、納入仕様書番号、等）」のみにすべきという意見に分かれた。また、証紙の貼付方法についても、畳1枚1枚に貼付という意見と、1部屋に1枚の貼付で可とするという意見に分かれた。本件については、まずは当事者となる畳店の2業界団体（全日畳、ISO畳協議会）で後日協議することとした。

2. ブロック説明会の質問・意見の回答の検討について

- ・規約に関する質問・意見の回答案に関しては、各委員が確認のうえメール等により修正案を提出することとした。

以上